



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
8月7日
第129号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

- 木材業者の登録(森林政策課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更(森林保全課) 2
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) 3

○ 公 告

- 令和2年度職業訓練指導員試験実施公告(労働雇用政策課) 3
- 公共測量終了公告(監理課) 5
- 一般競争入札の公告(事業課) 6

○ 環 境 事 務 所 告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(南部) 8
- 土壌汚染対策法第6条第4項の規定による指定の解除(甲賀) 8

○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(東近江) 8

○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

- 土地改良区役員退任および就任公告(甲賀) 9
- 土地改良区役員退任公告(東近江) 9

○ 公 安 委 員 会 告 示

- 滋賀県琵琶湖等水上安全条例第17条の2第1項の規定に基づく水泳場保安水域の指定(地域課) 10
- 滋賀県琵琶湖等水上安全条例第17条の2第1項の規定に基づく水泳場保安水域の指定の一部解除(地域課) 10

告 示

滋賀県告示第315号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、木材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課および滋賀県西部・南部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和2年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

地方機関名	木 材 業 者	
	住 所	氏 名
西部・南部森林整備事務所	大津市仰木2-20-10	株式会社ノースビレッジ 代表取締役 北村宏

滋賀県告示第316号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 犬上郡多賀町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第317号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第318号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
令和2年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
児童発達支援・放課後等デイサービスpono	野洲市西河原2405番地	一般社団法人にじいろカンパニー	守山市小浜町769番地	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和2.8.1	2551300144

滋賀県告示第319号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。
令和2年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
すら～ぶ	愛知郡愛荘町川原702番地	社会福祉法人 青い鳥会	彦根市高宮町2671番地	生活介護	令和2.8.1	2511700102
グループホームさんご	近江八幡市安土町西老蘇839-7	株式会社結い風	近江八幡市安土町下豊浦4552番地1	共同生活援助(外部サービス利用型)	令和2.8.1	2520400074

滋賀県告示第320号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和2年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	さわだ矯正歯科草津クリニック	草津市大路一丁目14番1号	病院・診療所	橋本 秀美	令和2.4.1
更生医療・育成医療	滋賀県立総合病院	守山市守山五丁目4番30号	病院・診療所	遠藤 修一郎	令和2.4.1
更生医療・育成医療	マロン薬局	栗東市継一丁目10-12	薬局	梶本 晃司	令和2.4.1
更生医療・育成医療	調剤薬局マリンマキノ病院前店	高島市マキノ町中庄473-131	薬局	吉村 光弘	令和2.4.1
更生医療・育成医療	キリン堂調剤薬局長浜店	長浜市大戌亥町254番1	薬局	澤田 康信	令和2.4.13

公 告

令和2年度職業訓練指導員試験実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和2年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 試験を実施する職種 園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発変電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料

理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科

2 試験の科目 学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規)

3 試験の免除 実技試験または学科試験において、試験の全部または一部の免除を受けることができる者は別表のとおり

4 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第45条の2第2項または第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験日時 令和2年10月8日(木)午前10時30分から正午まで

6 試験場所 滋賀県大津合同庁舎7階7-D会議室 大津市松本一丁目2番1号

7 受験手続

(1) 受験申請書類 受験申請書(受験票および写真票を含む。)、履歴書、写真2枚(申請前6か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの)および受験資格を有していることを証明する書類

(2) 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、別表の左欄に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

(3) 申請書類の提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(4) 申請書類の提出期間 令和2年9月1日(火)から令和2年9月15日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

なお、郵送の場合は、令和2年9月15日(火)までの消印があるものに限り受け付ける。

(5) 受験手数料 3,100円

※ 滋賀県収入証紙を受験申請書に貼付すること。

※ 試験免除となる場合、手数料は不要とする。

※ 納付された手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

(6) 受験票の交付 受験票は、受験申請書類の提出期間終了後に郵送する。

8 合否判定の基準 学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合に合格とする。

9 合格発表 令和2年11月10日(火)に合格者の受験番号を滋賀県公報で公示するとともに、合格者本人宛て通知する。

なお、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

(1) 期間 令和2年11月10日(火)から令和2年12月9日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(2) 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階

(4) 持参するもの 職業訓練指導員試験受験票および本人であることを証明する書類(運転免許証など)

(5) 開示する内容 得点

(6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。電話等による問合せには、一切応じない。

10 その他

(1) 受験申請書は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課、県内各合同庁舎および県内各職業能力開発施設において交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、1部の場合は切手140円分を同封の上、2部以上の場合は問合せの上、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課に申し込むこと。

(3) 試験についての問合せ先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 電話 077-528-3755

別表

免除を受けることができる者	免除の範囲
---------------	-------

免許職種に関し、1級の技能検定または単一等級の技能検定に合格した者（バルコニー施工または電子回路接続の技能検定に合格した者を除く。）	実技試験の全部および学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法および関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程または特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程または特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学または高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
規則第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、野洲市長 山仲 善彰から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和2年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)
- 2 作業の地域 野洲市全域
- 3 作業の終了日 令和2年3月27日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、彦根市長 大久保 貴から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和2年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基盤地図データ更新)
- 2 作業の地域 彦根市全域
- 3 作業の終了日 令和2年3月27日

一般競争入札の公告

びわこモーターボート競走場における入金機管理業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 びわこモーターボート競走場における入金機管理業務 一式
 - (2) 委託業務の内容等 入札説明書による。
 - (3) 委託期間 令和2年9月17日(木)から令和7年9月30日(火)まで
 - (4) 履行場所 びわこモーターボート競走場地下1階 大津市茶が崎1番1号
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を満たす者であること。
- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) この調達に係る入札公告日から落札者決定までの期間に滋賀県物品関係入札参加停止基準および滋賀県建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止の措置を受けていないこと。
 - (3) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:役務 中分類:警備

大分類:役務 中分類:運送・倉庫保管

なお、新たに競争入札参加資格者名簿に登録しようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。また、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (4) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (5) 警備業法(昭和47年法律第117号)に規定する警備業の要件を備えている者であること。
 - (6) びわこモーターボート競走場(大津市茶が崎1番1号)まで車両で25分以内に到着できる場所にガードマンの待機所を有している者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、2(5)を証明する書類(認定書)の写しおよび2(6)を証明する書類(ガードマンの待機所の住所、待機所からびわこモーターボート競走場までの距離および車両でのおおよその所要時間が記載されたもの)
 - (2) 提出期限 令和2年8月26日(水)17時必着

(3) 提出場所 滋賀県総務部事業課 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県総務部事業課 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- (2) 契約条項を示す期間 令和2年8月7日(金)から令和2年9月15日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の8時30分から17時15分まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の提出方法 滋賀県物品・役務電子調達システム、持参または郵送とする。
- (6) 入札書の受領期限 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する場合は、令和2年9月16日(水)10時までに入札書を提出すること。持参の場合は、令和2年9月16日(水)10時までにびわこモーターボート競走場5階施行者事務所に持参すること。郵送の場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)により令和2年9月16日(水)10時までにびわこモーターボート競走場5階施行者事務所に必着させること。なお、持参により入札書を提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称または商号)および「9月16日開札 委託業務[びわこモーターボート競走場における入金機管理業務]の入札書在中」と朱書きし、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「9月16日開札 委託業務[びわこモーターボート競走場における入金機管理業務]の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (7) 開札の日時および場所 令和2年9月16日(水)11時 大津市茶が崎1番1号 びわこモーターボート競走場

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札書と同時に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札を行う場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (2) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services required : Deposit Machine Management Service, Biwako Motor Boat Racing Course, 1 set
- (2) Deadline for tender : 10 : 00, September 16, 2020
- (3) For further information, contact : Public-managed Gaming Division(Biwako Motor Boat Racing Course), Department of General Affairs, Shiga Prefectural Government, 1 - 1 Chagasaki, Otsu-shi, Shiga 520-0023 Japan TEL 077-522-1122

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県南部環境事務所告示第3号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和2年8月7日

滋賀県南部環境事務所長 川 崎 竹 志

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
野洲市吉川3365番2、3367番23、3367番49、3382番、4449番、4467番1、4474番、4547番
 - 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
 - 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 砒素およびその化合物ならびにふっ素およびその化合物
 - 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

滋賀県甲賀環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、平成29年滋賀県甲賀環境事務所告示第3号により指定した要措置区域の指定を解除する。

令和2年8月7日

滋賀県甲賀環境事務所長 小 西 英 明

- 1 指定を解除する区域の所在地 甲賀市水口町新城字立石321番の一部
 - 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
 - 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
 - 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
 - 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
- (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第14号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。
令和2年8月7日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
デイサービスセンターはればれ	東近江市五個荘五位田町517番地2	一般社団法人近江のてんびん 代表理事 井ノ口清	東近江市五個荘竜田町357番地	通所介護	令和2.8.1	2570501375

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大野土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和2年8月7日

滋賀県甲賀農業農村振興事務所長 佐野 寿彦

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	中村 万一郎	甲賀市土山町大野1885番地
〃	三日月 正史	同 所3255番地
〃	市井 清一郎	同 所2496番地
〃	青木 次郎	同 所2140番地
〃	木田 照雄	同 所2132番地
〃	中村 正昭	同 所1883番地
〃	奥邨 兵一	同 所1060-2番地
〃	中村 裕一	同 所2260番地
〃	服部 淳一	同 所2666番地
監事	安田 正治	同 所464番地
〃	中邨 豊治	同 所1890番地
〃	木田 久義	同 所1433番地
〃	柚口 治夫	同 所3506番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	中村 正昭	甲賀市土山町大野1883番地
〃	服部 淳一	同 所2666番地
〃	青木 次郎	同 所2140番地
〃	木田 照雄	同 所2132番地
〃	中村 万一郎	同 所1885番地
〃	岡崎 克己	同 所2035番地
〃	中村 裕一	同 所2260番地
〃	市井 利直	同 所2493番地
〃	木田 正則	同 所2587番地
監事	安田 正治	同 所464番地
〃	中邨 豊治	同 所1890番地
〃	柚口 保男	同 所2351番地
〃	三日月 正史	同 所3255番地

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日野川流域土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年8月7日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 山本 孝司

理事および監事の別	氏名	住所
理事	藤澤 直広	蒲生郡日野町大字清田869番地

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日野町土地改良区から次のとおり役員が退任した

旨の届出があった。

令和2年8月7日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 山本孝司

理事および監事の別	氏名	住所
理事	藤澤直広	蒲生郡日野町大字清田869番地

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第92号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第17条の2第1項の規定により、水泳場保安水域を次のとおり指定する。

令和2年8月7日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

水泳に供する水域の所在地	水泳場保安水域に指定する水域	期間
高島市鶴川1091番地 地先琵琶湖沿岸(白ひげビーチ)	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市鶴川1091番地にある白ひげビーチ事務所建物の北西角 ア 基点から真方位11度228メートルの地点 イ 基点から真方位38度282メートルの地点 ウ 基点から真方位100度164メートルの地点 エ 基点から真方位160度196メートルの地点 オ 基点から真方位176度129メートルの地点	令和2年8月7日から同年9月15日まで

滋賀県公安委員会告示第93号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第17条の2第1項の規定に基づき、令和2年滋賀県公安委員会告示第71号により水泳場保安水域として指定した水域のうち、次の水域の指定を解除する。

令和2年8月7日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

水泳に供する水域の所在地	水泳場保安水域に指定した水域	期間
大津市八屋戸122番地の1地先琵琶湖沿岸(守山子ども水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市八屋戸にある守山子供会脱衣所建物の北東角 ア 基点から真方位19度116メートルの地点 イ 基点から真方位67度175メートルの地点 ウ 基点から真方位137度150メートルの地点 エ 基点から真方位198度73メートルの地点	令和2年7月19日から同年8月9日まで